

消防消第200号
平成16年10月1日

各都道府県消防主管部長
東京消防庁・各指定都市消防長
東京都・各指定都市人事委員会委員長

殿

消防庁消防課長

女性消防職員の採用に係る留意事項について（通知）

先般、消防庁では、「女性消防職員の採用、職域拡大等に係る留意事項について」（平成16年2月6日付け消防消第32号。以下「第32号通知」という。）を通知し、女性消防職員の採用、職域拡大等の促進に係る留意事項を示し、各消防本部における積極的な取組を求めたところです。

消防職員の採用については、地方公務員法第13条に規定される平等取扱の原則並びに雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第2条に規定される基本的理念に基づき、男女の区別なく平等な受験機会が与えられる必要があることは、すでに第32号通知にあるところです。その後の各消防本部における取組状況にかんがみ、今般、女性消防職員を採用するにあたっての留意事項を下記のとおりまとめましたので、適正な取扱いに配意されるとともに、女性消防職員の採用、職域拡大等に努めていただくようお願い致します。

なお、各都道府県におかれましては、貴管内市町村（消防の事務を処理する一部事務組合及び広域連合を含む。）に対して、この旨を通知の上、周知徹底されるようお願い致します。

記

1 女性に対する平等な受験機会の提供

第32号通知中「男女の区別なく平等な受験機会が与えられる必要がある」とは採用試験を実施する際に、性別を理由に受験機会を妨げないことを意味しているところであり、「採用にあたって実施する体力試験について男女同一の基準で評価すること」まで意味しているものではないこと。

2 採用試験の認定と評価にあたっての留意事項

採用試験の認定にあたり、体力試験の種目・実施方法・評価方法の設定により、

女性の採用が事実上困難になるような試験にならないよう配慮すること。

3 体力試験の判定基準

採用の選考における体力試験の判定基準について、男女の一般的な体力差を加味したものとするのは、男女間に基本的な体力差があることは一般に了知されているところであり、社会的合理性も十分認められると考えられることから、平等取扱の原則に照らしても何ら問題ないものと考えられること。